

歴木中学校いじめ防止基本方針

大牟田市立歴木中学校

【前文】

平成25年9月28日いじめ防止対策推進法が施行された。いじめについて同法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

いじめはどの学校にも起こり得る問題であり、いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすし、時には命にかかわる問題にもつながることから、同年10月いじめ防止等のための基本的な方針が文部科学大臣決定事項として示された。また、国の基本的な方針に基づくとともに、「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 最終改訂平成29年3月14日）及び「福岡県いじめ防止基本方針」の改訂されたことに伴う、「大牟田いじめ防止基本方針」の改定を受け本校では以下のようにいじめ防止基本方針を改定し、いじめの未然防止やいじめ問題に取り組むものとする。

1 基本方針

様々な集団での学習活動を送る学校において、いじめは常に起こり得ることである。との認識を自覚し、まず、いじめの未然防止の観点から学校の教育活動全体を通じいじめを生まない風土を構築する。生徒をいじめに向かわせないために、学習規律を確立し、基礎的な学力を身につけさせ、すべての生徒が認められているという実感（自己有用観）をもつことができるよう教育課程の充実を図る。また、「いじめ しない させない みのがさない」ために、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止対策推進委員会

（1）組織

- ・いじめ防止対策委員会を設置する。
- ・委員会は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、補導主事、各学年生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、SSW、保護者代表（PTA会長、副会長）で構成する。

（2）役割

委員会はいじめ防止対策推進を目的とし、毎学期に1回、また校長が必要と認めたときに開催し、以下の役割を果たす。

- ・学校基本方針に基づきいじめ防止対策推進のための具体的な年間計画の作成・実行および検証
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめに関する情報の収集および記録
- ・いじめに関する組織的対応の中核

3 いじめへの学校の対応

（1）未然防止（いじめを生まない教育活動の実施）

○教育課程の充実（生徒をいじめに向かわせないための教育活動）

- ・基本的な生活習慣および学習規律の確立
- ・基礎的・基本的な学力の確実な定着をはかる教科指導
- ・道徳の時間を要とした心の教育
- ・特別活動、総合的な学習の時間における体験的・実践的活動を通して豊かな人間関係や集団づくり
- ・いじめ防止プログラム授業6時間（1年生）でいじめを生まない教育活動の推進
- ・インターネット等に関する情報モラル教育の計画的指導

○指導体制の充実

- ・生徒指導主事をいじめ問題に関するコーディネーターとして位置づけ
- ・教職員の指導力向上のための職員研修の計画的実施
- ・組織的対応力向上のためのフローチャート（校内報告、連絡マニュアル）による連絡体制の確立

(2) 早期発見と早期対応

○早期発見（手引きの活用、アンケートの実施、報告体制の構築）

- ・教育相談の毎学期1回の実施
- ・定期的なチェックリストの活用による状況把握
- ・学校生活アンケートの毎学期1回（5月、9月、1月）の実施
- ・いじめに特化した無記名アンケートの毎月の実施
- ・相談BOXの活用
- ・家庭用チェックリストの毎学期1回の実施
- ・スクールカウンセラーとの連携

○早期対応（校内委員会の定期的な実施、支援チームの活用等）

- ・事実関係の迅速かつ的確な把握及び教職員間での情報の共有
- ・事実関係の保護者および教育委員会への確実な報告
- ・いじめを受けた生徒を守り、心のケアを促す組織的な対応
- ・いじめた生徒への毅然とした指導および再発防止に向けた組織的支援

○関係機関との連携

- ・犯罪行為に及ぶいじめの警察への報告および関係機関との連携強化の徹底

(3) 教員研修の充実（いじめ問題に関する校内研修の実施等）

(4) 保護者・地域への働きかけ（リーフレットや相談窓口の周知など）

(5) 重大事態への対応

〈重大事態〉

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い場がある場合。いじめにより欠席（年間30日を目安）を余儀なくされている疑いがある場合。

- ・迅速に教育委員会へ報告

4 適切な学校評価・教員評価の実施

- ・いじめ防止対策推進委員会の組織と役割、学校のいじめへの対応の未然防止、早期発見、早期対応について自己評価を実施し、学校関係者評価において改善を報告する。

5 その他〔留意事項〕

・心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応すること。

・インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること

・性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。

・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断すること

①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと